

次期教育振興ビジョン(仮称)中間案にかかるパブリックコメント結果(主なご意見とそれに対する回答)

資料 1

「対応」欄の説明

- ①最終案に反映するもの
- ②最終案に一部反映するもの
- ③既に反映しているもの
- ④最終案への反映は難しいが、今後の検討課題、参考とするもの
- ⑤最終案に反映することが難しいもの
- ⑥その他(①～⑤に該当しないもの)

(注) 頁数は中間案のもの。( )内の数字は、修正後のとりまとめ案の頁数。

番号	区分	頁	中間案に対する意見概要	対応	回答要旨
1	全体		数値目標のほとんどが現場や保護者の努力によって達成しなければならないものである。教員は多忙を極め、子どもと接する余裕がない。また、児童のために、備品や施設・設備面でのさらなる充実が望まれる。教員の増員や、施設設備のための費用拡充など、予算をともなった施策として進めるものについてこそ、数値目標を立てていただきたい。	⑤	数値目標を設定する場合の基本的なスタンスの一つとして、県民本位の立場から、できるだけ「県民にとっての成果を表す指標」(アウトカム指標)を選定し、適切な指標がない場合には「県教育委員会が取り組んだことの効果を表す指標」(アウトプット指標)を選定するようにしています。予算や人員を目標にしてしまうと、予算措置や人員配置をすれば良く、「たとえその成果が出なくても目標達成」ということになってしまい、施策全体の目標としては適切ではないと考えられます。予算措置や人員配置をする者から学校現場で教育を行う者まで、組織一体となってこそ達成できる数値目標が大切であると考えています。
2	全体		数値目標の項目の見直しをお願いしたい。例えば、P86「暴力行為の発生件数」について、目標値が0件ではないというように、数値目標を示すこと自体がどうかと思うものがある。	⑤	施策の目標については、例えば「暴力行為の発生件数」であれば「0件」、「安心して学校生活を送っている子どもたちの割合」であれば「100%」とするのが当然と考えられますが、それはあくまでも最終目標であり、本ビジョンのように5年間という期間を区切った場合には、別のとらえ方が必要になります。数値目標として掲げる以上、その達成状況が県民の皆さんから一定の評価を受けることとなりますので、「実現可能かつ挑戦的」な数値に目標を設定することとしています。
3	全体		P84に「子どもたちのコミュニケーションの力を育てる取組」とあるが、コミュニケーションの力が重要なのは、この施策だけに限らない。社会生活の中で一番必要とされ、企業が一番求めていることでもあり、もっと踏み込んだ記載が必要である。	③	本ビジョンでは、変化の激しい時代を生きるために必要な力として「コミュニケーション力」を重視しており、「総論」の「子どもたちに育みたい力」のひとつとして位置づけ、すべての施策をもって育てていくこととしています。このため、「学力の育成」や「キャリア教育の充実」等でも「コミュニケーション力」について記述しています。
4	全体		本ビジョンの啓発のため、サブタイトル、キャッチコピーを募集するなどしてはどうか。ビジョンを象徴するメッセージを募集し、表紙に明記するなどの発信をしてはどうか。	④	貴重なご提案、ありがとうございます。ビジョンは策定するだけでなく、その周知がきわめて重要と考えています。冊子作製までに時間的な制約等がありますが、ご提案は、今後の周知方法を検討する際の参考とさせていただきます。
5	全体		「英語版」「ポルトガル語版」の概要版の作成、HP掲載とともに、「子ども版」ビジョンの発行、「三重県教育振興ビジョンを読む会」の実施など、この素晴らしいビジョンを「いかに浸透させるか」の方向性をビジョン本体の中に明示するとよい。	④	貴重なご提案、ありがとうございます。外国語による概要版は作製する方向です。ビジョンは策定するだけでなく、その周知がきわめて重要と考えていますので、その他のご提案も、今後の参考とさせていただきます。なお、ビジョン本体に周知方法を記述することまでは予定しておりませんので、ご理解をお願いします。

番号	区分	頁	中間案に対する意見概要	対応	回答要旨
6	全体		各論すべての「政策目標項目」につけられた数値目標のような「自己目標設定型」競争システムは、すでに一般社会でも行き詰っている。子どもたちの人格を直接に相手とする教育の営みにおいては、無益であるばかりか、有害である。すべて数値目標欄は削除すべきである。	⑤	数値目標は、「県民が施策の成果を評価しやすい」、「あるべき姿の実現に向け取組が順調に進んでいるかを自分たちで把握し、軌道修正が図りやすくなる」、「目標に向かって組織内の意思統一が図りやすくなる」などの様々な意義が認められます。数値目標がなければ、組織の目標に対して今どういう状態にあるのか、どういう課題があるのかが把握できず、進むべき方向を見失う危険性さえあると危惧いたします。こうした観点から、数値目標はきわめて重要と考えていますので、ご理解をお願いします。
7	全体		クレーマーやモンスターと呼ばれる保護者、お客、患者など、利己主義な生き方で、同じ国民として恥ずかしいような行動が報道されることがある。自己責任をもっと前面に出し、それを家庭、地域、学校で育てていくことが必要なときにきている。自己責任の在り方を追求する教育が必要ではないか。	③	利己主義的な生き方の背景には、他人を尊重する意識、他人の痛みを推し量る力といったものの欠如があると考えられますので、本ビジョンでは、「人権教育の推進」「規範意識の育成」「いじめや暴力を許さない子どもたちの育成」などの施策において、人の痛みや思いに共感する態度、他人を尊重する意識などを育てることについて、積極的に記述しました。 また、「キャリア教育の充実」には、「より良い『市民』として必要な社会的判断能力・自治活動能力等の育成」を図ることを盛り込み、自立した社会人として必要な知識・能力の育成にも注力していくこととしています。
8	全体		これからの教育は、学校や公の機関ばかりを頼るのではなく、まずは家庭の中からである。家庭から学校に、公に、スムーズに発信していける経路もぜひ開拓してほしい。	④	ご意見のとおり、学校や教育委員会は、教育活動の情報を積極的に公開するとともに、保護者や地域住民の意見・要望を幅広く取り入れることにより「開かれた学校」「開かれた教育委員会」となる必要があると考えています。このことは、第4章の「学校の役割」や「行政の役割」にも記述しており、今後とも努力してまいります。
9	全体		全体的に多方面にわたる考察がなされており、経営品質の考え方を、教育の場に盛り込んだ『学校経営品質』の理念は、非常に賛同できるものだ。	⑥	「学校経営品質」の理念に沿って、子どもたちをはじめ、保護者や地域の方々の視点に立った学校づくりを進めてまいりますので、今後ともご協力をよろしくお願い申し上げます。
10	第2章 総論	6	「国際化」と「グローバル化」は違う。社会、経済のさまざまな面での地球規模化の進展という社会状況を明記するのが主な目的であるならば、一時代前の表現である「国際化」は削除し、「グローバル化」だけを強調すべきではないか。ましてや、タイトルは併記だが、本文では国際化については、ふれられていない。	⑤	「国際化」と「グローバル化」は、前者が国家と国家の間で生じる現象であるのに対して、後者は地球規模で生じるものであり、国境の存在の有無という点で区別されるものと考えています。異なる概念であるからこそ並記し、社会潮流として双方を明示しました。 ⑤ 最近の著しい変化という意味では「グローバル化」のみを特記することも考えられますが、国際化の動きがなくなったわけではなく、むしろ労働力が国の枠を越えて移動するようになった結果、本県の外国人登録者数が増加し、各地域や学校の視点から見れば「国際化」が進展しています。「国際化・グローバル化」としたのは、こうした点を踏まえたものですので、ご理解をお願いします。
11	第2章 総論	14	「子どもを信頼する」「子どもたちの目線に立つ」という基本姿勢と、「県民総参加で教育に向き合う」という方針が「決意」として基本理念に書かれている。生徒や児童の自ら生きる力に根ざした、子どもの目線での教育が叫ばれている今日、このような姿勢を教育ビジョンとして掲げたことに大いに賛成する。また、学校に全てを任せるのではなく、地域や保護者と連携しながら未来を担う子どもたちをみんなの力で育てていくことは大切なことだ。	⑥	ご賛同いただきありがとうございます。基本理念に掲げました教育の「不易」及び「2つの決意」は、今後の三重の教育の根幹であり、この考え方を基軸とした教育の推進に努めて参りますので、これからもご協力をよろしくお願い申し上げます。

番号	区分	頁	中間案に対する意見概要	対応	回答要旨
12	第2章 総論	14	基本理念については、三重の教育の志を高らかに宣言したもので大変素晴らしい。ただ、三重の教育の対象を「子どもたち」と限定したことで、定時制や通信制で学ぶ、20歳以上の学習者の方、法規等にも明記されている聴講生や科目履修生の方については、三重の教育の「対象外」となるのか。どこかで、20歳以上の学習者も、三重の学びの大切な対象、存在であることを明記するべきではないか。		本ビジョンは「子どもたちをいかに育てていくか」を主眼において策定しており、対象は原則として「高校、特別支援学校高等部を卒業するまでの子どもたち」と考えています。このため、「基本理念」も子どもたちを中心に据えた内容とし、さらに「子どもたちに育みたい力」をそれに添えるかたちで提示しています。成人も対象となる「社会教育」等についても基本は「子どもたちの成長との接点」を中心に論じることとしています。 ⑥ ご質問にある「20歳以上の学習者」が対象となるかどうかについては、とらえ方によるのではないかと考えます。こうした方々は、在学の目的も多様で、子どもたちと同列で論じることができませんし、「規範意識の育成」など、施策自体がなじまないものもありますので、ビジョンの記述すべてがあてはまるものではないと思われま。しかし、中には、これらの方々にも同様に重要となる部分がありますので、そうしたところではビジョンを準用していくことが大切になると考えられます。「対象となるかならないか」ではなく、「このビジョンをその方々のためにどう活用するか」という視点でとらえることが重要と考えていますので、ご理解をよろしくお願いいたします。
13	第2章 総論	15	「一人ひとり」は、日本新聞協会が「新聞記事で縦書きの場合、漢字で一人一人と続くと、その前後に漢字が来た場合に判読しづらいとのことで、新聞、縦書きのみ、漢字と仮名とした」との旧文化庁説明があり、横書きの場合は「一人一人」が正しいのではないか。文部科学省も「一人一人」である。	⑤	「一人ひとり」と「一人一人」は、どちらも使用されており、新聞記者向けの用字用語辞典として知られる「記者ハンドブック」では、「一人ひとり」は個人・個性に重点を置く場合に用い、「一人一人」は人数に重点を置く場合に用いとされています。本ビジョンでは、それぞれの子どもたちを大切にするという観点から「一人ひとり」を用いることとしています。
14	第2章 総論	15	子どもの成長や、自立の「さまたげ」「つまずき」になるものを取り除き、という文言については、疑問。子どもの成長は、「さまたげ」や「つまずき」を経験し乗り越えることで育つ力が備わる。	⑤	ご指摘の部分については、その直前に「発達段階に応じた支援をし」との表現が、またその直後に「自立し、社会参画できるよう支えていく」との表現があり、こうした中に子どもたちの年齢等に応じた適切な働きかけを行う趣旨を含ませています。 ⑤ また、この文脈における「さまたげ」や「つまずき」とは、生活の中の日常的な事象というより、もっと概念的な「成長にとっての障害となるもの」のことであり、やはり取り除く必要があると考えます。 原案どおりとさせていただきますので、ご理解をよろしくお願いいたします。
15	第2章 総論	18	子どもたちに育みたい力として「自立する力」「共に生きる力」の2つをあげ、現在も特に高校現場に残る暗記中心の学力観から毅然と脱却しようとする姿勢に賛同する。	⑥	賛同いただき、ありがとうございます。「子どもたちに育みたい力」を2つの側面から明らかにし、すべての施策においてその育成に向けた取組を展開していくことが大切と考えます。今後ともご協力をよろしくお願いいたします。
16	第2章 総論	18	基本施策と子どもたちに育みたい力の基盤となるのは指導要領ではないのか。その基本理念である「生きる力」「豊かな心、健やかな体」をカバーした理念と施策がここに示されていると思うが、策定の趣旨でそれが分かりにくい。	⑤	本ビジョンは国の教育振興基本計画を参酌して策定するものですが、単に国にならうのではなく、地域主権の観点から、本県独自の姿勢や考え方を十分に盛り込んで、三重県らしいビジョンにしようという気概を持って、策定作業を進めています。このため、学習指導要領を一定ベースに置きながらも、必ずしもその言葉にこだわらず、三重県教育改革推進会議における審議を尊重し、できるだけ三重県として主体的に記述するようにしていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

番号	区分	頁	中間案に対する意見概要	対応	回答要旨
17	第2章 総論	18	「三重を愛する心」とあるが、三重に限定するのではなく、「郷土(わが国を含む)」としてはどうか。郷土は広義にわが国として、狭義には自分に直接関係する地域とも受け止められる。	⑤	ご意見の趣旨はよく理解させていただけるのですが、国まで含めると三重県らしさがなくなってしまうし、県として策定するビジョンですので、単に「郷土」とせず、「三重」と表示したいと考えています。
18	第2章 総論	19	「異質性を認め合う態度を育み」とあるが、男女共同参画社会を進める中で入学式や卒業式の名簿が男女混合型となっている。男女の性差を否定していないか。男女は明らかに性により違いがあり異質性を内包している。男女の性差を否定する明らかに過激な施策を正常に戻すことが大切ではないか。	⑤	男女共同参画社会は、男女の性差を否定するものではなく、「男らしさ」や「女らしさ」を強調し特定の形にはめ込むことによって一人ひとりが本来持っている可能性を狭めることのないよう、それぞれの個性や能力を伸ばしていこうとするものです。また、この基本方針で言う「異質性」には、性別だけでなく、年齢、国籍、障がいの有無など様々な事項を包含しており、性別のみを強調して記述するのは避けたいと考えます。原案どおりとさせていただきますので、ご理解をお願いします。
19	第2章 総論	19	学校で今、多くの子どもたちがストレスを感じている。そのはけ口がいじめや教師への暴力である。ストレスの原因は、解らない難しい授業であり、解するのに簡単な授業を教室で強いられる事である。原因を取り除くため、習熟度別学習を小学校から始めてはどうか。 そこで基本方針の中にある「一貫した理念に基づく教育を行います」を「潜在的な個々の能力に応じた授業を一貫して行います」に書き変えてほしい。	③	習熟の程度に応じた指導を充実させることについては、一人ひとりを大切にしたいきめ細かな教育を進めていく上で重要なこととらえております。このため、「学力の育成」の中に記述していますので、ご確認ください。 また、基本方針にある「一貫した理念に基づく教育」とは、ご指摘のような内容のほかにも、「各施策に明示した様々な『基本的な考え方』に基づく教育」を総合的に包括したものです。原案どおりとさせていただきますので、ご理解をお願いします。
20	第2章 総論	23	教員の置かれた現状、働きやすい職場づくりを重要課題として位置づけたことは評価している。	⑥	教員の働きやすい職場づくりについては、県民懇談会でも多くの県民の皆さんから「たいへん重要である」旨のご意見をいただいています。子どもたちの豊かな成長のためにも、不可欠な施策ですので、今後の取組にご理解をよろしく願います。
21	第2章 総論	23	今、教育で最も重要なことは「教育に取り組む社会づくり」と「信頼される学校づくり」である。全てを学校に任せる親が、年々多くなっている。今こそ「教育に取り組む社会づくり」として「家庭の教育力」や「地域の教育力」の向上に重点をおくべきである。 また、「信頼される学校づくり」のためには、保護者や地域のニーズが学校運営に的確に反映されることが重要である。そのため、地域住民や保護者が学校と責任を分かち合いながら学校運営に携わる仕組みを作ることが必要である。地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりにより、「家庭の教育力」や「地域の教育力」も向上していく。	③	本ビジョンを審議した教育改革推進会議においても、いただいたご意見とまさに同じ認識で議論が進められました。6本の基本施策の中に「信頼される学校づくり」と「多様な主体で教育に取り組む社会づくり」を掲げているのはそのためです。「信頼される学校づくり」の中には、「開かれた学校づくり」という施策を掲げており、ご意見の趣旨も基本的な考え方として盛り込ませていただきました。 ただ、教育委員会が「家庭の教育力の向上」や「地域の教育力の向上」のためになしえる取組はかなり限定されます。本当の意味で教育力の向上が図られるためには、家庭や地域の主体的な取組が不可欠になると考えています。今後とも、県としてできる限りの取組を行ってまいりますので、ご協力をよろしく願います。
22	施策体系	27	「施策体系」の「4信頼される学校づくり」の(5)～(8)の施策は、従来の新自由主義的発想に基づくものであって、今後2度と繰り返すべきではない。従って(5)～(8)はすべて削除し、代わりに、「教員の時間外勤務・多忙化の解消」と「教職員の自主研修の充実」を、すべての子どもたちに「よりよい教育を受ける権利を保障する」ために、はっきりと書き入れるべきである。	⑤	子どもたちの大いなる可能性を引き出し、「自立する力」や「共に生きる力」を育むためには、学校がその教育力や魅力を高めていくことが肝要ですので、基本施策の「4 信頼される学校づくり」に掲げた9つの施策はどれも不可欠と考えています。 なお、ご意見いただいた「教員の時間外勤務・多忙化の解消」については、施策「教員が働きやすい環境づくり」にその趣旨を盛り込んでおり、また「教職員の自主研修の充実」については、施策「教員の資質の向上」に、教員の自主性に配慮した取組を記述していますので、ご確認ください。

番号	区分	頁	中間案に対する意見概要	対応	回答要旨
23	1-(1) 学力の 育成	33	現行カリキュラムの中、いかにしてより基礎的・基本的な知識・技能の習得・定着を図るのか、また、各教科等における基礎的・基本的な知識・技能を活用した課題解決場面の構築はいかに行うのか、具体的な手立て等も含め分かり易く述べてもらいたい。	④	子どもたち一人ひとりの学力を育成するためには、各学校において、単なる知識の詰め込みではなく、子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能を確実に身につけ、自ら学び、考え、判断していける姿をめざし、学校や地域の実態に応じ、創意工夫ある指導を実施することが大切であると考えています。 教育委員会としましては、引き続き、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実が図られるよう、市町教育委員会との連携を密にし、各学校の取組を支援していきます。
24	1-(1) 学力の 育成	33	小学校の取組にあげられている「基礎的・基本的な学力の育成」とはどのようなものを想定しているのか、わかりやすく書いた方がよい。	①	ご意見を踏まえ、「基礎的・基本的な学力の育成」の部分の表現を修正させていただきます。
25	1-(2) 特別支 援教育 の推進	37	「本県では、国での議論の動向を踏まえながら、共生社会の実現を目指した特別支援教育を推進していきます」とあるが、「国の議論の動向を見守りながら」と改めた方が無難である。今、国で議論されている内容を踏まえた特別支援教育を推進すれば、障がいのある子どもたちは、その種別や程度にかかわらず地域の小中学校に在籍し、特別支援学校の小中学部に在籍して学ぶことができなくなるような仕組みを整える方向とせざるを得なくなる。	⑤	現在、内閣府と文部科学省において、障がい者制度や特別支援教育の今後について、「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえたそれぞれの審議をしているところです。 審議の途上ではありますが、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」では、「障害の有無にかかわらず、すべての子どもは地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則とし」とあります。一方で、本人・保護者が望む場合などは、「特別支援学校に就学し、又は特別支援学級に在籍することができる制度へと改める。」とあり、必ずしも特別支援学校や特別支援学級に在籍して学ぶことができなくなるような制度ではないことも記されています。 国の議論においても、「インクルーシブ教育と特別支援教育とは相反するものではなく、同じ方向を向いたものである」との政府見解があります。 従って、インクルーシブ教育システムとして特別支援教育をさらに充実・発展させるためには、子どもたちのニーズに応じた一貫した支援が受けられるように、地域社会にある関係機関との連携による支援体制を構築することが重要になります。 本県では、これらの国での幅広い議論を踏まえることで、共生社会の実現に向けた取組を遅滞なく進めていくことができるものと考えています。
26	1-(2) 特別支 援教育 の推進	37	現在の特別支援学校には対象となる障がい種別の子ども以外の子どもたちが溢れている。本来支援を受けるべき子どもたちの環境が崩され、就労面においても支援枠を確保するのも難しい状況の中、益々狭き門になっている。高校が生き残る手段として、障がい名の付かないグレーゾーンの子どもたちを救い、教育できる学科・科目の設立、個別指導に対応可能な専門性の高い人員の確保を強く希望する。	④	現在、高等学校においても、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名等、特別支援教育の体制整備を進めているところです。また、発達障がい支援員による巡回相談も実施しており、対象となる生徒に対する具体的な支援の充実を図っています。さらに、教職員の専門性についても、引き続き校内研修会の充実、手引き書、事例集の活用や研修会、連続講座等の参加により、確保していきたいと考えています。 今後とも医療、福祉等の関係機関と連携のもと「個別の教育支援計画」の作成・活用を通じて教育内容を一層充実させていきます。併せて、就学前からの一貫した支援を行い、障がいのある児童生徒の自立と社会参加の実現に向けて取り組んでいきます。

番号	区分	頁	中間案に対する意見概要	対応	回答要旨
27	1-(2) 特別支援教育の推進	43	特別支援学校高等部卒業生の就労内定率を100%にするという目標は、軽率である。事態の困難さを直視していない。社会全体の水準が高まることなしには100%は達成できるはずがない。そしてそういった社会全体の変革には教育委員会、県の力、学校の力は決して小さなものではないとはいえ及ばないところがあるのも事実であろう。	⑤	特別支援教育の理念は、障がいのある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その可能性を最大限にのばすことを目指して、適切な指導と必要な支援を行うことにあります。社会経済の変化とともに高等部卒業生の事業所就労は大変厳しい状況にあります。ご指摘の数値目標については、今こそ就労を希望する子どもたちの夢を実現するために、労働・福祉等の関係機関との連携を深め、学校においてはキャリア教育を積極的に推進するなど、決意を新たに特別支援教育の関係者が総力を挙げて全力で取り組める目標として設定したものです。
28	1-(3) 外国人児童生徒教育の充実	45	「外国人児童生徒教育の意義」という項目は適切でない。第一義的な意義は学ぶ権利の保障である。国家にとってどのような値打ちがあるのかと教育の意義は本来切りはなして考えるべきである。	①	この「外国人児童生徒教育の意義」は、次段落の「外国人児童生徒教育にかかる基本方針」において三重県が積極的な方針を掲げるための根拠となるよう、外国人児童生徒教育を行う「社会的意義」について述べた項目です。 社会的意義は述べているものの、ご指摘のように、子ども目線に立った、「外国人児童生徒にとっての意義」が欠落していますので、記述を追加させていただきます。
29	1-(3) 外国人児童生徒教育の充実	45	「外国人児童生徒教育の意義」に書かれているような結果を期待するならば、「外国人児童生徒が彼らの母国語を日本で学習する機会を保障する」という視点が必要になる。	④	いただいたご意見にある母語保障の問題については、本ビジョンの審議過程でも大いに議論されたところですが、母語保障の重要性は誰もが認めるものであり、今後進めなければならない取組の一つと考えています。しかしながら、現段階では教える側の人材確保がきわめて難しく、10年先を見据えても推進は困難との判断から、本ビジョンに記述することは見送らせていただきました。今後の検討課題とさせていただきます。
30	1-(3) 外国人児童生徒教育の充実	46	外国人児童生徒教育については、学校現場で何とかしなくてはと思っても、教え方のノウハウや教材の不足もあって行き詰ることが多い。ぜひ日本語が不自由な外国人生徒を全ての教員が支援できるような体制をとっていききたい。 また、幼い子どもの面倒を見る、働き手として家族を支える等の理由で急に学校に来なくなる外国人生徒がいる。児童生徒が安心して就学できる社会的環境を整えていく施策が必要である。	④	ご意見のとおり、外国人児童生徒教育にかかる課題は多岐にわたっており、一朝一夕には解決できませんが、「基本的な考え方」にあるように、全県的な取組を推進し、先進事例を共有するなどして県全体の対応力を向上させたり、あるいは県行政全体を巻き込み、企業を含む地域全体で問題解決に取り組んでいく方向を模索したりしながら、積極的な取組を進めていくことが重要と認識しています。今後ともご協力をよろしくお願い申し上げます。
31	1-(3) 外国人児童生徒教育の充実	48	外国人児童生徒教育が日本語習得からしかスタートできない印象をうける。学習言語としての日本語が不得手であっても、日本と世界を結ぶ貴重な人材になる可能性をふまえながら、「今後の基本的な取組方向」の中に、義務教育段階での外国人児童生徒の教育の在り方や、高校教育の機会を十分保障できるような入試制度の在り方について、今後十分議論することを明記されたい。	②	ご意見を踏まえ、「今後の基本的な取組方向」の「学習言語としての日本語能力の習得への支援」の記述を修正させていただきます。なお、今後の外国人児童生徒教育のあり方や入学者選抜制度のあり方を検討していくことについては、「主な取組内容」の中で記述しています。
32	1-(4) 国際理解教育の推進	51	「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」が並列で重要ではなく、そのアンバランスがこれまでの課題である。 従って、「英語による『聞くこと』『話すこと』『読むこと』『書くこと』のバランスを大切に、コミュニケーション能力の向上を図ります。」とする方が適切ではないか。	①	ご意見のとおり、「バランス」が重要と考えますので、記述を修正させていただきます。

番号	区分	頁	中間案に対する意見概要	対応	回答要旨
33	1-(4) 国際理解教育の推進	52 (53)	小学校における外国語活動の充実において、「中学校および高等学校へとつながる体系的な外国語教育の充実を図ります」とあるが、「外国語教育」という文言は避けた方がよい。学習指導要領及び同解説には「外国語教育」という表現はどこにも見当たらない。また、公教育における早期外国語教育の促進と就学前における英会話塾等への通塾の過熱化等、所得格差が教育格差を生む危険性も孕んでいる。	①	ご意見を踏まえ、記述を修正させていただきます。
34	1-(5) キャリア教育の充実	55 (57)	キャリア教育においては、世界の国を相手にするため、責任の重さ、仕事を任されるという期待にこたえていく使命感をも育て、新しいリーダーのスタイルを打ち出していくぐらいの取組が必要である。	③	ご意見のとおり、責任感や使命感を育てることはたいへん重要と考えています。このため、「基本的な考え方」の中に、「働くことには厳しさを伴うこと」を伝える必要があることや、「志」(よりよい社会の実現に向けて努力し続けようとする人間の主体的な心の動き)を涵養すること等について記述しているところです。
35	1-(5) キャリア教育の充実	56 (58)	P39特別支援教育の「現状と課題」では特別支援学校の進学と就職率が低いことに触れているが、P56特別支援学校のキャリア教育の充実では、現状と課題が書かれていない。 また、「卒業後の自立と社会参加の実現」のためには、基本的な生活習慣の確立や一人ひとりの能力をのばすことだけでよいだろうか。十分な現状分析と取組を具体的に書き込んでほしい。	②	ご意見を踏まえ、「キャリア教育の充実」の【現状と課題】、および【主な取組内容】の「組織的・系統的なキャリア教育の推進」のところに、特別支援学校に関する記述を追加させていただきます。 なお、「卒業後の自立と社会参加の実現」については、施策「特別支援教育の推進」の【基本的な考え方】【今後の基本的な取組方向】に記載しておりますので、ご理解ください。
36	1-(5) キャリア教育の充実	56 (58)	「特別支援学校におけるキャリア教育の充実」に「基本的な生活習慣を確立」とあるが、現在までもそれを目指してとりにくんできている。しかし、「自立」できるほどに「確立」できない現実がある。現実に進学、就労できるよう、社会を変える取組に力を入れていくことが大事だ。現状を十分に把握、分析したうえでの具体案を示してほしい。	③	特別支援学校では、障がいのある子どもたち一人ひとりのニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばすことをめざして、「個別の教育支援計画」の作成・活用により、就学前から就労に至るまでの一貫した支援体制を目指しています。現状の分析については、高等部における職業教育の充実や関係機関と連携した支援の充実が求められていると考えています。 このため、子どもたちの特性を生かした特色ある特別支援学校の教育課程の編成を進め、学校全体で取り組む組織的・系統的なキャリア教育を推進します。
37	1-(5) キャリア教育の充実	58 (61) 60 (62)	「専門性を生かした職業教育の推進」について、第1次産業に関する専門性を生かした職業教育についての記載が見受けられない。農業高校や水産高校の施設や設備を有効活用すれば、一層効果的にキャリア教育に貢献することができる。キャリア教育において農業教育や水産教育の果たす役割、すなわち農業高校や水産高校の果たす役割や重要性について記載してもいい。	①	ご指摘のように、第1次産業に係る職業教育は重要と考えます。このことを踏まえ、記述を修正させていただきます。
38	1-(6) 情報教育の推進	61 ～ 65 (65 ～ 69)	モラル教育やリテラシー教育を重視し、子どもの育成を明確な目的としている内容で大変良い。安易な情報隔離は、子どもが大人になり保護下から外れたときのことを想定しておらず無責任だ。実在する子に目を向け、今後も「育成」を第一にした施策を続けていきたい。	⑥	ご賛同いただき、ありがとうございます。例えば、子どもたちの携帯電話等の使用に関しては、使用を禁止するのではなく、「学校と家庭・地域が連携し、安全で適切な利用方法の指導を徹底する」旨、方向性を明示しました。今後とも、情報活用能力の育成、情報モラル教育の推進に努めてまいりますので、ご協力をよろしくお願い致します。

番号	区分	頁	中間案に対する意見概要	対応	回答要旨
39	1-(7) 幼児教育の充実	67 (71)	<p>最も教育効果の高い時期、脳が最も発達する0歳～3歳の時期に最高の教育を与えることを提案する。現行制度では、この時期は教育対象年齢ではなく、保育の対象となり、管轄も厚生労働省であるため、この重要な時期の教育が個々の判断に任せられ、間違った方法がとられることもある。乳幼児期の正しい教育により、膨大な特別支援教育予算や医療費の削減、ひきこもりによる労働力低下の防止等につなげることができる。</p> <p>理想は、赤ちゃんのためだけの部局を設けること。赤ちゃんに最高の教材と教育を与え、そのための環境整備を行う。県内全地域に子育てセンターを設置し、高齢者が子育てに加わるしくみを作れば、高齢者施設を多く造る必要もない。赤ちゃんを中心に据えた施策展開が、高齢者の生きがいや経費削減につながる。</p>	④	<p>いただいたご意見は、たいへん貴重で斬新なものですが、「公費による、乳児に対する教育」という概念がまだ社会の中で共有されるに至っていないと考えられることから、今後の参考とさせていただきます。なお、高齢者が子育てに関わることについては重要と考えており、「基本的な考え方」の「家庭・地域との連携・協力の推進」でも記述しているところですので、念のため申し添えます。</p>
40	1-(7) 幼児教育の充実	67 (71)	<p>「幼児教育の役割」に道徳教育による社会人としての協調性についての記述がない。昨今の悪質な犯罪、いじめ、荒れる教室等、幼児から道徳教育を通して指導する事が必要である。この世は、公の名の元に規制があり、世の中の秩序が保たれている。各々が好き勝手に行動しては世の中の秩序は保たれない。お互いの立場を尊重し合いながらも規制を受け入れ、社会人として協調し合うことが大切ではないか。</p>	③	<p>ご意見のとおり、幼児の段階から道徳性の芽生えを培うことは、学習指導要領にも位置づけられている重要な事項と認識しています。</p> <p>なお、現在文中にある「自主性」「規範意識」「慈しみや思いやりの心」は「道徳性」を具体的に説明した言葉であること、さらに「規範意識」については別途詳述させていただいていること等から、ご意見の趣旨は既に文中に含まれているものと考えています。よって原案どおりとさせていただきますので、ご理解をお願いします。</p>
41	1-(7) 幼児教育の充実	67 (71)	<p>幼児教育においては、主体は子どもととらえ、危険を回避できる力を育てていくことが重要である。骨折やけがが多いのは、こけ方や力の加減を小さな時に経験していないことが大きい。子どもたちに自分でそのことに気づかせることが、大人の責務である。</p>	①	<p>ご意見を踏まえ、記述を修正させていただきます。</p>
42	2-(1) 人権教育の推進	75 (80)	<p>「今後の基本的な取組方向」「主な取組内容」に「子どもの権利について学習する」という内容を入れてほしい。子どもたちが自分の権利についてしっかり理解すれば他の権利を侵害しないということは「人権教育ガイドライン」にもふれられているところである。</p>	②	<p>子どもの人権に係わる問題を解決するための教育は、「個別的な人権問題に対する取組の推進」の1つとして考えておりましたが、ご意見を踏まえ、記述を修正させていただきます。</p>
43	2-(1) 人権教育の推進	75 (80)	<p>「人権尊重の地域づくりの推進」について、子どもたちや大人がアイマスクや車椅子体験をする事により障がい者の気持を理解し共生する心を養うことが出来る。</p> <p>そこで上から7行目を、「子どもたちと保護者地域住民がユニバーサルデザインの体験学習など協働出来る様な学習を通して人権尊重の意識を広めます」に書き変えていただきたい。</p>	①	<p>ご意見を踏まえ、【現状と課題】および【主な取組内容】に、ユニバーサルデザインに関する教育についての記述を追加させていただきます。</p>

番号	区分	頁	中間案に対する意見概要	対応	回答要旨
44	2-(2) 規範意識の育成	77 (83)	「規範意識の育成」とは、正に躰であり周りの大人が範を示し子どもたちを躰る情操教育が必要である。見本を示すだけで子どもたちに躰教育指導をする概念が抜け落ちてはいないか。「まずは大人が見本を示すことが大切であり」を「大人が見本を示し子どもたちを躰ていく事が必要であり」に書き変えてほしい。	③	大人の都合を子どもたちに強いることのない、子ども目線に立った正しいしつけは、規範意識の育成のために重要であると考えています。ただ、「しつけ」は、「日常生活での行儀作法や生活慣習の型を身につけさせることをいい、おもに家庭内での初期教育をさす」(日本大百科全書)とされ、主として家庭教育で用いられる用語であることから、ここでは別の言葉を用いて表現しています。具体的には、「主な取組内容」の「適切かつ毅然とした指導と自己を鍛える活動等の推進」において、「子どもたちが社会生活上のきまりを身につけ、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどの適切かつ毅然とした指導がなされる教育活動を推進します」と詳述しています。 なお、施策「家庭の教育力の向上」の「多様な主体への期待」には、「正しいしつけは子どもたちへの贈り物です」と記述しています。
45	2-(2) 規範意識の育成	77 (83)	大人が見本を示し教える大切さを説いているのに、「規範意識は大人が身につけさせるものではない」とは文章の筋立てとしておかしい。また「結論を急がず待つ姿勢を重視した指導を行う」とあるが、子どもたちの自主性を重んじるばかりで、世の中は規制で成り立っていることを指導してこなかったために、荒れる学校、荒れる学級が出来上がったのではないか。子どもたちを躰せず野放しにしてはいけない。よって「子どもたち自身の学びを導く指導の重視」の項目は全文削除すべき。	⑤	「子どもたち自身の学びを導く指導の重視」は、基本理念に掲げる「子どもたちを信じ」と密接に関わる重要な項目です。子どもたちの成長の可能性を引き出すことこそ教育の基本であり、三重の教育は「一方的に教え込む」「ルールを強制する」のではなく、「考えるプロセスを重視する」「なぜルールが必要かを考えさせる」ことを大切にしています。この基本姿勢が、規範意識の育成における「待つ」姿勢の重視につながっています。 また、どうしてもルールを守れない場合は毅然とした指導が不可欠であり、このことは次項目の「適切かつ毅然たる指導の必要性」に記述しています。「待つ」姿勢を基本としつつ、必要に応じ「適切かつ毅然たる指導」を行うというスタンスですので、ご理解をよろしく願います。 なお、「大人が見本を示す」、「大人が身につけさせるものではない」の両記述は、「また一方で」と接続詞を挿入していることからわかるように、1つの事象を「大人側」と「子ども側」の2方向から見たものです。子どもたち自身が納得してはじめて規範意識が身につきますので、そのような意味で記述しているとお考えください。
46	2-(2) 規範意識の育成	77 (83)	「適切かつ毅然たる指導の必要性」のところで、最低限守らなければならないルールを守れない子どもたちに周りの大人が厳しく指導するのは当たり前のことである。子どもたちの目線で考えてどうするのか。オートバイの無免許運転、万引き、ひったくり、放火、いじめ、暴力、規範意識が欠如している子どもたちに高圧的に厳しく指導するのが問題なのか。社会の秩序を乱し法律を守らない輩には、高圧的に厳しく指導する事は当たり前である。 そこで、下から13行目から9行目の文章を「最低限守らなければならないルールを守らない子どもたちには、一切の妥協のない毅然たる指導をすべきであり、法律を護る必要性を指導する」に書き変えてほしい。	⑤	社会の秩序を乱し法律を守らないような場合には、毅然とした対応を行い、一定の強制力をもって秩序を守らせることは当然ですし、そのことを否定するものではないことを、まずご理解いただければと思います。ただ、その場合にあっても、子どもたちの目線に立ち、ルールの重要性を考えさせることの大切さをここでは述べています。 権力的に言うことをきかせても、本人が納得していなければ、その瞬間はルールを守っても、別の場面では守らないというようなことが起こることが考えられます。また、威圧的な態度や子どもたちの言い分を聞かない指導には、子どもは表面上それに従いながらも、内心ではその理不尽さに反発する傾向もあるとされます。 こうしたことを踏まえ、いかなる状況下においても、子どもたちの輝く未来を信じ、粘り強く正しい指導を行っていくことが重要と考えています。

番号	区分	頁	中間案に対する意見概要	対応	回答要旨
47	2-(4) 居心地 の良い 集団づ くり	87 (93)	人間のトータルな性のあり方は、①生物学的な性 ②心の性（自分自身の性別をどう認識しているかという性自認）③性的な意識の向かう先である性指向の3つの面から考えられ、どれも自分の意志で主体的に選択できるものではない。 これらの性を組み合わせると、人間には多様な性があり、そのどれをとっても色々あり得る組み合わせの1つに過ぎず、等しく尊重されるべきものである。その事実を知らず、また間違った認識を持ち、自分自身を受け入れられずに悩む子どもたちや、差別や偏見に苦しむ子どもたちがいる。こうした子どもたちの「性」が尊重される環境を整え、「性の多様性」に関する学習を子どもたちにつなげていくためにも、今後教職員の研修を充実されたい。	②	性的マイノリティをはじめ、さまざまな人権に係わる問題を解決するための教育は、「個別の人権問題に対する取組の推進」の1つとして考えておりましたが、ご意見を踏まえ、記述を修正させていただきます。 なお、「主な取組内容」の「人材の育成と活用」に、「人権問題・人権教育についての認識を深め、組織的・系統的な人権教育を推進する教育関係者の実践力を高めるような研修を実施します」と記述しており、ご指摘の内容の一部は既に文中に含まれていると考えています。
48	2-(4) 居心地 の良い 集団づ くり	90 (96)	「多様な主体への期待」において、『解決の糸口は子ども自身の中にあります』とあるが、このように言い切ってよいか。	⑥	不登校児童生徒への支援で最も大切なことは「原因」や「誰が悪いのか」をさぐることではないと考えています。最も大切なことは、子ども自身が「どうしたいのか」そのために大人は「何をすればよいのか」ということであると認識しています。 子ども自身の願いを聴くことなしに、勝手に大人が支援をすべきではないと考えます。「まず子どもに願いを聴く事からはじめてほしい」との思いを込めてこのように表現していますので、ご理解をお願いします。
49	2-(6) 環境教 育の推 進	97 (103)	「学校における環境教育の推進」において、「総合的・計画的に、かつバランスに配慮しながら進める」とあるが、「バランスに配慮」の意味がわかりにくい。各教科での取組や教科を横断する取組を効果的に融合させる視点が必要ではないか。	②	「バランスに配慮」は「他の教育活動とのバランスに配慮」の意味であり、同様の表現をキャリア教育、郷土教育の記述でも用いています。学校の負担増を招かないために一定の配慮が必要との趣旨で盛り込んでいる表現ですが、ご意見を踏まえ、記述を修正します。 後段のご意見については、「基本的な考え方」の「各教科等での学習を効果的に関連させ」の記述や、「今後の基本的な考え方」の「学校における環境教育の推進」における「各教科間の連関」という記述にその視点を織り込んでいます。
50	2-(6) 環境教 育の推 進	97 (103)	三重県の環境教育が単に「環境を守る」だけでなく、進んで豊かな「環境を創り出していく」視点があることをもっと高らかに宣言したい。進んで豊かな環境を創り出し、輝く三重の未来の環境を創造できる子どもたちを育成するという方向性を明示することで、攻めの環境教育の姿勢が教職員や児童生徒に伝わる。	②	ご意見の趣旨を踏まえて、記述を修正させていただきます。
51	2-(6) 環境教 育の推 進	100 (106)	「次期三重県環境基本計画(仮称)中間案」の中に、「各学校において、環境教育に関する全体計画を作成し、地域や学校の実態・特性を十分に活かした横断的、総合的な環境教育を実施します。」とある。教育振興ビジョンには、この「全体計画」のことは明記されておらず、環境基本計画との間での整合性が問われるのではないか。	①	ご意見を踏まえ、記述を修正させていただきます。

番号	区分	頁	中間案に対する意見概要	対応	回答要旨
52	2-(8) 郷土教育の推進	109 (115)	地方における「郷土教育」の課題として、最も重要で、しかし、本ビジョンでふれられていない視点として、「地域人材の流出とアンバランス」の問題がある。地方の高校を卒業し、都会の大学等へ進学し、地方に戻らずに都会で就職するという現実が三重県にも多くのところで見られる。大学進学までに地域の良さを学ぶ郷土教育があれば、大学で学んだ後に地方への関心が芽生える可能性があり、そうした視点から「郷土教育」を進めることが、地方における教育の喫緊の課題である。そのことを明記してはどうか。	③	ご指摘の趣旨は、本文の「コミュニティ機能の維持が困難になる地域が発生」、「自分たちが育ってきた地域を大切に守っていこうとする心や、地域に貢献しようとする態度」という記述に十分盛り込まれていると考えています。 また、郷土教育の意義は、「基本的な考え方」の冒頭に示しているように、「豊かな心の育成」、「地域社会の発展に貢献する意欲の喚起」、「異なる文化や歴史を理解する態度の育成」、「地域のことを語ることでできる人材の育成」、「伝統文化の継承」など様々です。加えて、子どもたちの立場に立てば、自己実現のために郷土を離れ、国際社会の中で活躍することも人生の選択肢の一つのと考えられます。そこで、「地元に戻って活躍する」という視点だけに特化した記述は避け、「郷土の未来を担う人材を育て、また将来世界で活躍する者にも郷土を大切にする行動を促し、地域の存続・発展を支える社会意識の形成につなげる」というまとめ方をしていますので、ご理解をお願いします。
53	3-(1) 健康教育の推進	117 (123)	「相談体制の充実」について、子どもたちの心身の不安定さが増し、スクールカウンセラーへの要求度は高まる一方だが、スクールカウンセラーの年間の活用時間は160時間と少ない。ニーズに合わせ、もっと活用できる時間を増やす手立てを講じてほしい。必要とする小学校への配置、子どもたちが学校生活を安心して過ごせる環境づくりも含めて明記いただきたい。	③	スクールカウンセラーについては、「いじめや暴力を許さない子どもたちの育成」、「居心地の良い集団づくり」の両施策で、「今後の基本的な取組方向」や「主な取組内容」に記述しています。今後も配置の拡大について検討していきます。
54	3-(2) 食育の推進	121 (127)	学校教育の果たす役割が大きいことを理解した上で、家庭の果たす役割、すなわち家庭における食育の在り方を、もう少し「基本的な考え方」の中で記述していくべきと考える。食育基本法第十九条にあるように、家庭において食育が推進出来るようなバックアップが必要であるが、第一義的な責任のある父母及びその他保護者が責任を果たさなければならないようなニュアンスをどこかに入れることが出来ないか。	⑤	基本理念に「学校・家庭・地域が一体となって」という地域社会の決意を掲げてはいますが、このビジョンは三重県教育委員会が策定するものですので、家庭や地域のあるべき論まで踏み込んで、個々具体的に記述するのは僭越なことであり、慎重になる必要があると考えています。特に家庭については、多様なケースがあることを踏まえる必要があり、各施策の中では、連携に関する取組を取り上げたり、メッセージを掲載したりとかたちでの記述にとどめるものとしています。「食育の推進」の中では、「主な取組内容」に「家庭への啓発」を掲げるとともに、「多様な主体への期待」に「保護者の皆さん」に対するメッセージを掲載しています。 なお、包括的な家庭の役割については、施策「家庭の教育力の向上」や第4章の「1 学校・家庭・地域・行政の協働・連携」の項に記述しています。
55	3-(3) 体力の向上	127 (133)	「『競う』ことの重視」について、「子どもたちが将来競争社会の中で生きていく必要がある」ことを前提にして、「競う」ことを避ける運動会、体育に課題があるとす一文には違和感がある。 前段にある「運動することの楽しさを感じさせることを学校体育の原点に置くこと」に賛成の立場から、本来「競う楽しさ」は運動の中にあり、子どもにとって運動そのものが目的であって、競争社会で生きていくために必要な資質を育む手段ではないと考える。行事や授業の中で精一杯競争することの楽しさを味わわせ、競争のあと、勝敗に対する素直な態度の育成も合わせておこなっていただくよう進めてほしい。	①	ご意見のとおり、この施策で重視しなければならないのは、競争社会のことではなく、いかにして子どもたちに運動習慣を確立していくかであり、そのためには、「『競う』ことの重視」の項においても「競うことの楽しさを子どもたちに伝えること」を主旨として記述することが重要であると考えられます。このため、教育改革推進会議の審議過程で出された競争社会に関するご意見の趣旨も踏まえつつ、記述を修正させていただきます。

番号	区分	頁	中間案に対する意見概要	対応	回答要旨
56	4-(1) 子ども たちの 安全・ 安心の 確保	133 (139)	光化学スモッグの対応や熱中症対策の必要性についても記載すべきでないか。	③	光化学スモッグや熱中症への対応について、県教育委員会としても重要であると考えています。しかしながら、子どもたちを取り巻くリスクは多様化しており、そのすべてに触れるのは記述量の関係からも難しいものがあります。このため、大きくは生活安全(防犯を含む)、交通安全、災害安全について述べ、記述の及ばない事項については、「学校における危機管理の推進」にある「あらゆるリスクを想定し、適切な対応を行っていきます」という部分に包括していくこととしました。光化学スモッグや熱中症への対策についても、この中に含まれるとお考えください。
57	4-(2) 教員の 資質の 向上	141 (147)	社会人経験者の採用については是非積極的に行っていただきたい。学卒後即教員になって社会経験の少ない教員がキャリア教育の必要性・重要性を教育することは困難と思われる。	③	社会人経験者の採用については、「社会的な経験を重視し、採用年齢要件の上限を撤廃するなどにより、積極的に推進する」旨記述しています。また、教員に求める資質として、「自立した社会人としての豊かな人間性」などを掲げており、採用後においても研修等を通じて資質の向上に努めているところです。
58	4-(2) 教員の 資質の 向上	141 (147)	社会人経験者の採用のみでなく、企業と共同で新卒採用者の長期社会実習も推進いただきたい。短期研修での「やってみました研修」ではなく、「長期研修」で苦労(対仕事・対人・対社会)を経験として教育に活かせる教員の育成を希望する。	⑤	社会における経験は、教職員にとって貴重なものと考えます。現在、初任者に3日以内の社会体験研修を実施しているところです。初任者には一年間の各種の研修が法的に義務づけられており、教職員として教育活動に関する基礎的素養を身につけ、教育者としての自覚や使命感を高めながら、職務を遂行できるようになることを目指しています。そして、子どもたちや学校組織、地域に密接にかかわり、経験を積むことが急務であることから、初任者の長期にわたる社会体験研修は実施しておりません。教職員として経験を積んだうえで、必要に応じて長期(1年)を含む社会体験研修を実施していきます。
59	4-(2) 教員の 資質の 向上	144 (150)	「多様な研修講座の実施と研修機会の確保」に、「指導が不適切である教員を生まない環境づくりを検討します」とあるが、指導が不適切である教員を生まない環境づくりは積極的に進めるべきである。「検討します」では、今後5年間検討することになる。	①	ご意見を踏まえ、記述を修正させていただきます。
60	4-(3) 教員が 働きや すい環 境	150 (156)	「教職員の健康管理」の記述は、現行のことを述べているだけであり、5年間このままでいいのかと思う。展望が持てる表現がほしい。	①	ご意見を踏まえ、記述を修正させていただきます。
61	4-(4) 幼児期 からの 一貫し	155 (161)	「家庭や地域との連携、幼保小中高特別支援の連携」といっても、主体が誰であるか、具体的な取組、組織化をどうするのが不明である。	①	ご意見を踏まえ、記述を修正させていただきます。
62	4-(5) 学校マ ネジメ ントの 充実	160 (166)	「小中県立学校教職員への研修」において、「学校経営品質向上活動の裾野を広げます」とあるが、いつまでもこのような方向でよいのか。初期の段階では裾野を広げる研修が実施されたが、今後は一歩進んだ段階で研修を実施する方向で取り組んだ方がよい。	③	小中学校も含めると学校経営品質向上活動の裾野は広く、教職員の方々一人ひとりに浸透していくよう、三重県型「学校経営品質」の基本を伝える地道な研修は、今後とも必要であると考えています。しかしながら、一方ではご指摘の点も重要であり、さらなる定着を図るためには、活動の中核となる教職員のための取組も実施していく必要があります。これについては、「主な取組内容」の5項目「中核となる人材の育成」にあるとおり、「学校経営品質向上活動ファンリテーター(仮称)」を創設し、校長、教頭とともに学校経営品質向上活動を先導する教職員を育成することとしており、その資格を取得するための研修を構築する予定です。

番号	区分	頁	中間案に対する意見概要	対応	回答要旨
63	4-(6) 学校の 適正規 模・適 正配置	163 ～ 166  (169 ～ 172)	伊賀地区の県立高校の再編は、慎重な討議が必要だ。統廃合を考える上にも、それぞれの学校の個性づくりに、子どもたちや私たちの将来をしっかりと見据えた上での取組が必要である。これから考えなくてはならないのは、「中高一貫校」の取組。三重県教育委員会が中心となり、各市から要望があれば、どのようにすれば道筋が見えてくるのかを、意欲あるPTAに助言いただきたい。三重県の、日本の、世界の注目するような学校づくりに向けてプロジェクトを立ち上げて取り組むぐらいの意気込みで考えていきたい。是非、伊賀の声、名張の声をまとめるのではなくしっかりと戦わせていただきたい。これからの三重県教育委員会の立ち位置が、今後大変重要になる。	④	伊賀地区においては、平成21年4月に上野農業高校・上野工業高校・上野商業高校の3校を統合して伊賀白鳳高校を開校し、学科の枠を越えて幅広い専門領域を学ぶことができる地域の専門教育の拠点として魅力化を図りました。名張市内の3校については、学校が学習者にとって魅力ある学習環境となるよう、平成20年度に「伊賀地区高等学校再編活性化協議会名張分科会」を設置して、地域の現状を共有するとともに、学校の一層の特色化・魅力化について2年間にわたって検討を行い、各校の活性化方針をもとに、より一層の魅力化・活性化を進めています。また、現在、「名張3校活性化ワーキング」を設置して、中学校や保護者の意見を踏まえて、各校の活性化方針の具現に係る協議を行っています。 今回いただきました活性化策も1つのご意見として承り、今後も、地域の協議会等を通して広くご意見をいただきながら、伊賀地区の高等学校の再編活性化について検討してまいります。
64	4-(7) 特色ある 学校 づくり	167 (173)	私学から見た入学者選抜制度改革の現状は、ひたすら県立高校が都合のよい制度に変えていっているようにしか思えない。前期選抜を実施する高校が拡大され、さらに、二次募集で私学を合格した生徒を引き抜いていく。	⑥	現行の入学者選抜制度については、中学校、県立高校、PTAや私学の代表の方々を委員とした「入学者選抜制度検討委員会」が2年に渡り協議してまとめた「協議のまとめ」をふまえて、平成20年度選抜から実施しています。この選抜制度による選抜が3年を経過したことから、本年度、中学校、県立高校、PTAや私学の代表の方々を委員とする「入学者選抜制度検証会」を設置しました。本検証会では、現行制度において、生徒が主体的に高校を選択できているかや、前期選抜の募集枠等について協議を行っているところです。
65	4-(7) 特色ある 学校 づくり	168 (174)	「併設型中高一貫校や中等教育学校の設置も視野に入れながら、引き続き推進を図っていきます」と併設型中高一貫校の設立に踏み込んだ言い方が見られるが、なぜ今三重県でそれが必要とされるのかその理念が見えない。今日、中高一貫校の設立が全国的な潮流になりつつあるとはいえ、その流れに追随していくのがよいのか十分に検討すべき。	④	中高一貫教育は、中学校と高等学校の6年間を接続し、計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことを目的として、平成11年度から制度化され、本県においては連携型中高一貫教育のみを実施しています。 ④ 全国においては併設型中高一貫校や中等教育学校の設置が進んでいますが、そのような流れに追随するのではなく、本県におけるそれらの理念や課題等を明確にして、慎重に検討を進めていきます。
66	4-(7) 特色ある 学校 づくり	168 (174)	久居高校が中高一貫教育の指定研究校のころ、中高一貫教育の意味が論議され、三重の教育に必要であるとまとめられた。 中高一貫教育のメリットは、6年のスパンで生徒を見ることができ、中学と高校の学習内容をスムーズにつなぎ、授業の充実をはかることができる。メリットの第二は、入試における弊害の解消ができること。クラブ活動も入試のために引退しなくてよい。これまでの研究をむだにせず、中高一貫教育推進のために県は率先して動いていただきたい。	④	中高一貫教育は、中学校・高等学校の6年間を接続し、計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性をのばすことができるという特色があります。 ④ 今後はこれまでの実践研究の成果も踏まえて、中等教育学校や併設型中高一貫校について、理念や課題等を明確にして検討を進めます。

番号	区分	頁	中間案に対する意見概要	対応	回答要旨
67	4-(7) 特色ある学校づくり	168 ～ 171 (174 ～ 177)	<p>子どもの一人が中学受験をし、他地域に通学しているが、通学時間に考えさせられる。公立との前期中等教育の差に驚きも感じる。県立中高一貫校の設立には、</p> <p>①6年間のなかで、伸びやかな学校生活が送れる。 ②「親の年収に応じた教育・学力」に一定の歯止めが望める。 ③一貫した理念・方針の中でスムーズな学習環境が整う。 ④地域の中等教育のあり方に多様性が生まれる。既存の公立中学校の活性化にもつながる。</p> <p>など、様々な利点が考えられる。 また、県全体を幾つかのブロックに分け、中高一貫教育の場を設ければ、県全体の教育の活性化、底上げの効果がある。ぜひ県立中高一貫校の設立をお考えいただきたい。</p>	④	<p>中等教育学校や併設型中高一貫教育校は、ご意見の中でお書きいただいたような利点があります。今後は、通学可能な範囲に中高一貫教育を選択できるようにすべきというご意見も参考にさせていただき、本県における中等教育学校や併設型中高一貫校の理念や課題等を明確にして検討を進めます。</p>
68	4-(7) 特色ある学校づくり	168 ～ 171 (174 ～ 177)	<p>高校再編については、地域の学校が減ることに大変不安感を持つ。どこかの高校が公立中高一貫校に変わることで存続が可能なのではないか。地域の学校を減らさないようにしていただきたい。</p>	④	<p>高等学校の再編活性化は、学校の存続のみを目的としているのではなく、地域の協議会での意見を踏まえて、子どもたちの教育環境をより充実させるという視点で進めています。 中高一貫教育については、今後、併設型中高一貫校や中等教育学校の理念や課題等を明確にして検討を進めます。</p>
69	4-(7) 特色ある学校づくり	169 (175)	<p>学習の動機づけが入試に依存しており、それを正すとの脈絡から「入学者選抜制度廃止」すべきとの論理展開はずいぶん飛躍している。学習の動機づけが入試に依存してしまっていると断言できるのか。中学校におけるキャリア教育の進展で、あるべき自分を描き、その実現に努力する生徒は増えてきている。「入学者選抜制度廃止」は小中高の連続する組織的系統的なキャリア教育の進展の中で考えるべきものだ。</p>	④	<p>「入学者選抜制度の廃止」は現行の教育振興ビジョンに盛り込まれていた事項であり、本ビジョン策定の際、今後このことについてどう考えていくか、教育改革推進会議で改めて議論しました。委員からは、「高等学校入学者選抜を学習の動機づけにしている現状がある」「高等学校入学者選抜が中学生の短期的な目標になる以上、この制度が、本来あるべき教育の姿をゆがめてしまう可能性がある」など、制度の「廃止」に賛意を示す意見と、「入学者選抜制度を廃止すると、子どもたちが壁を乗り越える力をつける機会を失う」など「廃止」に反対する意見の双方が出て、引き続いて議論していくこととなりました。こうしたことを踏まえ、今回のビジョンには、「制度廃止を選択肢の一つとして中期的な検討課題とする」旨記述することとどめています。</p>
70	4-(7) 特色ある学校づくり	170 (176)	<p>連携型中高一貫教育は長所も感じるが、それ以上に限界も感じる。これまで以上に豊かな学習や個性・創造性の伸長を図る教育を可能にするため、三重県も連携型以外の中高一貫教育の導入に踏み出すべきである。次期ビジョンが、中等教育学校や併設型などの新しい中等教育の在り方を推進するものとなることを期待する。</p>	④	<p>中等教育学校や併設型中高一貫校は、中学校と高等学校の6年間を接続し、6年間の学校生活の中で計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことができるという特色があります。今後は本県における中等教育学校や併設型中高一貫校の理念や課題等を明確にして検討を進めます。</p>
71	4-(7) 特色ある学校づくり	170 (176)	<p>三重県版スーパーサイエンスハイスクールの効果を上げるためには、専門的知識や指導力を有する教員を重点的に配置することが必要だ。また、大学の教授や研究所の研究者等の参画も得られれば、より特色化・魅力化が打ち出せる。そうした人材面についてもビジョンに盛り込むべきだ。</p>	④	<p>この事業により、教員の知識や指導力等の資質が向上することもひとつの目的と考えています。 また、大学や研究機関等との連携については、この事業を通して、さらに密にできると考えています。</p>

番号	区分	頁	中間案に対する意見概要	対応	回答要旨
72	4-(7) 特色ある学校づくり	171 (177)	<p>専門高校にかかる新しいニーズや状況に対応した学科・コースの設置や特色化に関して、声優などのアニメ関係、マスコミ関係、デザイン関係の職業に就きたいという子どもたちの声を多く聞く。本県には、そういった進路をかなえる民間の専門学校もほとんどないことから、県立専門高校がそのニーズに応える価値は十分ある。新しいニーズや状況について具体的に踏み込み、ビジョンに表現するべきではないか。</p>	④	<p>【今後の基本的な取組方向】にも示しましたように、高等学校の特色化・魅力化については、社会の急激な変化や、子どもたちや保護者、及び地域社会からのニーズ等に対応するため、各地域の協議会や人材育成会議等の意見を踏まえて、学科・コースの新設・改編等を行っています。社会が激しく変化中、ご意見をいただいた内容以外にもニーズが生じることが考えられることから、現在の表記としています。今後も、学校や子どもたちの実態に応じた教育内容の検討を行うなどに取り組んでいきます。</p>
73	4-(7) 特色ある学校づくり	171 (177)	<p>中等教育学校と併設型中高一貫校で一番重要なのは、「何を目的とした学校とするか」だ。進学校をつくるのか、それとも全く新しい考え方の学校をつくるのか。そこに県民も一番関心がある。従って、県としての目的がはっきりしているのであれば、それを示すべきだし、目的も含めて検討していくのであれば、それがはっきりと伝わる表現にすべきだ。また、多感な6年間を一貫して教育する場合、学習ばかりではなく、生活全般にも最大限の注意を払う必要があり、そうしたことも含めて保護者や幅広い県民の意見を聴いてほしい。</p>	④	<p>中等教育学校も併設型中高一貫教育校も6年間の中で計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことができるという特色があります。生徒や保護者がこれまでの中学校・高等学校に加え、6年間の中高一貫教育を選択することができるという意味からも、本県における中等教育学校や併設型中高一貫校の理念や課題等を明確にして、県民の意見を幅広く聞きながら検討を進めていきます。</p>
74	4-(8) 開かれた学校づくり	173 (179)	<p>「地域一体となった学校づくりの重要性」において、「教職員と保護者、地域住民が一体となって、その教育機能を」とあるが、学校の教育機能の向上のために連携は必要であっても、一体となれば、誰が保護者、地域住民の教育機能を高める役割を担うのか。全てを学校が担うことは不可能である。保護者、地域の声を積極的に聞くことはできても、学校が望むことをどのように求めるか、具体的な記述が必要である。</p>	②	<p>「社会全体で子どもたちを育てる」ために、教職員と保護者、地域住民が一体となって、学校の教育機能を高めていく必要がある、という基本的な考え方ですが、「その教育機能」という語が、「教職員と保護者、地域住民の教育機能」とも読めるため、記述を修正させていただきます。</p> <p>また、保護者や地域住民に学校が望むことをどのように求めるか、ということについては、「基本的な考え方」の「地域の教育力の活用」に、「地域の方々の貴重な協力を確実に成果につなげることができるよう、目的に応じた取組方法を工夫するなど、学校のニーズと地域の方々の熱意とを円滑にコーディネートする仕組みが必要となります。」と記述しています。</p>
75	5-(1) 家庭の教育力の向上	183 (189)	<p>ダイバーシティの尊重というカタカナ語はやめてはどうか。「仕事と生活の調和」という人間として当たり前のことに対して「diversityの尊重」というおおげさな言葉を使う必要があるのか疑問だ。長時間労働を強いる社会の仕組みを変えるよう、「企業の意識改革を促進する」という意味であればよくわかる。</p>	⑤	<p>これまでの日本社会には、多様性を前提とした考え方やシステムが十分でなく、男女の分業を基本とした風土が根強く残り、それが社会全体の「仕事と生活の両立が難しく、子育て支援も不十分で、ライフスタイルの選択可能性が低い状況」につながっていることが否定できないと考えています。仕事と生活の調和の推進等の観点から、今ダイバーシティ(多様性の受容)の考え方が注目されはじめており、本ビジョンにおいても、今後10年先を見据えた社会意識改革のキーワードとして取り上げることとしました。この用語には、わかりやすい訳語がなく、そのまま「ダイバーシティ」として使用していることをご理解ください。</p>

番号	区分	頁	中間案に対する意見概要	対応	回答要旨
76	5-(1) 家庭の 教育力 の向上  ほか	183 191 197  (189) (197) (203)	<p>特別支援教育、人権教育、規範意識の育成等に関し、学習したことの意味を実体験し、日常生活の中で理解を図るには、家庭および社会で、生活に根ざした実践的な理解が必要であるが、とすれば学校が積み上げた学習内容が、保護者や地域社会で崩されてきた経緯がある。障がい者理解や人権感覚を支えるのは、家庭が大きな役割を果たす。しかし、「家庭の教育力の向上」「地域の教育力の向上」「社会教育の推進」のいずれの項目にもそれが明確に示されていない。</p>	③	<p>このビジョンは三重県教育委員会が策定するものですので、家庭や地域のあるべき論を個々具体的に書くのは僭越なことであり、慎重になる必要があると考えています。このため、「家庭の教育力の向上」や「地域の教育力の向上」においても、家庭や地域が「こうあるべき」という視点ではなく、「家庭や地域の教育力を高めるためにどうするべきか」という視点で記述しています。</p> <p>なお、それぞれの施策においては、家庭や地域との連携の取組を取り上げるとともに、多様な主体へのメッセージを掲載しており、家庭や地域が重要な役割を持っていることについて、できる範囲での発信を試みています。</p> <p>また、第4章の「1(2)『家庭』への期待」の3番目の○においては、「学校の行う教育活動の中には、家庭と連携することによりその効果が大きく高まるものが少なくありません」とし、規範意識の育成など、具体例を挙げて「家庭」の役割について記述しています。</p>
77	5-(2) 地域の 教育力 の向上	193 (199)	<p>共働き世帯の増加や、連帯感の希薄化による子ども会の形骸化など、放課後や夏・冬休みの子どもの居場所が失われている点を指摘しているにもかかわらず、具体策が乏しい。</p> <p>特に、実際子どもを放課後児童クラブに預けている親としては、県・市町村に利益のある国の施策にはすぐ追従し、子どもや保護者の利益になる施策に対しては予算不足などを理由に進展が見られない現状に強い憤りを覚える。設置や運営の支援を謳うのであれば、もう少し具体策まで踏み込んでいただくよう強く希望する。</p>	④	<p>本県においては、放課後や週末等の子どもの居場所づくりを推進する施策のひとつとして、市町や民間団体等が実施する「放課後子ども教室事業」や「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」の取組に対し補助金を交付するなどの支援を行っているところです。</p> <p>④ 今後も、これらの事業を実施する市町等と十分な連携を図り、「三重県放課後子どもプラン支援会議」において、より充実した事業の実施方針について検討するとともに、関係者の研修会の実施等の支援を行っていきたいと考えています。</p>
78	第4章 ビジョ ンの実 現に向 けて	211 (217)	<p>現在の子どもたちの置かれた状況を考えると、学校だけでは対処しきれない課題が多く、「子ども虐待」に象徴されるように、これまでのような連携では十分な解決に至らない現状がある。このように、学校だけでは解決・対応しきれない課題について、他の機関との連携の必要性和具体的な連携のあり方について記述が必要である。</p>	③	<p>連携のあり方はその目的により多種多様ですので、第4章においては、協働・連携におけるそれぞれの主体の「役割」について、包括的に記述しました。</p> <p>様々な目的に応じた具体的な連携のあり方については、各論のそれぞれの施策において記述しています。例えば、「子ども虐待」については、「子どもたちの安全・安心の確保」で取り上げており、具体的な連携のあり方として、「要保護児童対策地域協議会」による取組の強化なども挙げています。</p> <p>さらに踏み込んだ個々具体的な連携手法については、今後取組を進めていく中で、状況に応じて柔軟に対応していくことが必要と考えます。</p>
79	第4章 ビジョ ンの実 現に向 けて	215 (221)	<p>「本ビジョンの各施策の実現にあたり、より効果的な教職員の配置につとめる」とあるが、国の方は「教員が子どもと向き合う時間の確保による質の高い教育の実現が急務」として学級編制基準の見直しをあげており、三重県もそれにならって「より効果的な教職員の配置」に続けて、「定数の確保」を書き込んでいただきたい。</p>	④	<p>教員の配置については、県独自の取組にも努めていますが、その大半は国の定数を活用し、本県の施策や課題に応じて効果的に配置しているところです。</p> <p>こうした状況の中で、「定数の確保」と記載することは難しいことをご理解ください。</p> <p>④ このため、第4章「ビジョンの実現に向けて」の中の「行政の役割」において、学級編制標準の見直し状況も含めて、「今後の国の動向等に留意して県全体の教職員定数を見極めつつ、本ビジョンの各施策の実現にあたり、より効果的な教職員の配置に努めていく。」としているところです。</p>